

【私たちの大切な漁港！約束を守ってきれいに使いましょう！！】

波崎漁港修理場におけるブローカート利用規程

特定非営利活動法人 S e a W i N Z

(目的)

第1条

本規程は、特定非営利活動法人 S e a W i N Z（以下、本会という）が波崎漁港修理場（以下、会場という）におけるブローカートスポーツの円滑な運営とブローカートに対する地域の理解を図ることを目的としてブローカートセイラーを対象に定めるものである。

(対象者)

第2条

本規程の対象は会場においてブローカートを使用する者（以下、使用者という）すべてとする。

(会場の使用許可及び条件)

第3条

本会の会員以外の者が会場を使用する場合は、必ず県及び市並びに漁港施設管理者に、許可を得た上で使用すること。

但し、本会が許可を取得している事業に参加する場合は、本会理事長の承認を得た上で、本会指導者の付き添いを条件に使用することができる。

(共存)

第4条

使用者は会場の使用許可を受けていても公の施設であることを認識し、漁業関係者及び他の漁港利用者との共存を考慮した行動をすること。

(美化)

第5条

使用者は会場の美化に努め、使用者及び同伴者が持ち込んだいかなる物も会場に廃棄してはならない。

(地域貢献)

第6条

ブローカートが地域観光の発展に貢献すべく、使用者は見学者等に対し真摯な対応を心がけること。

(営業行為の禁止)

第7条

会場において営利を目的とした行為を一切行ってはならない。

但し、本会及び本会と非営利団体、行政、学校等が許可を受けた上で実施する講習会及び各種大会等における参加費用等の徴収は営業行為には当たらないものとする。

(責任)

第8条

会場において発生した事故又は盗難などすべての賠償及び損害については、使用者本人がそのすべてについて責任を負うものとし、本会は一切責任を負わない。

(罰則)

第9条

本規程に違反した者は、本会理事会において許可するまで、本会関連事業への参加を認めない。

付則

この規程は平成19年4月1日より施行する。